○四国地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号　四万十市国見字南川原田一二六六番一から同市国見字上野田一七八二番一まで　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

〃　高知県幡多郡黒潮町伊田字川原田八三七番一地先から同町伊田字オリイデン二四五三番一地先まで　〃

供用開始の期日　平成二十四年四月十三日

○沖縄総合事務局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
浦添市牧港一丁目一二一六番一三から同市牧港一丁目一二一八番一まで	前	二九・九〇～三〇・一〇メートル
	後	二九・九〇～五二・四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十八号　浦添市牧港一丁目一二一六番一三から同市牧港一丁目一二一八番一まで　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月十三日

○沖縄総合事務局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷山川原九八九番から同町字板良敷山川原九九二番四まで	前	二一・〇〇～二一・〇〇メートル
	後	二一・〇〇～二五・六〇〇・〇四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百三十一号　沖縄県島尻郡与那原町字板良敷山川原九七一番二から同町字板良敷山川原一二八一番一まで　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月十三日

○沖縄総合事務局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百二十九号　沖縄市大里二丁目四二四番七から同市大里二丁目四二五番一まで　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月十三日

国会事項

衆議院

質問書提出

四月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

泊原発のストレステストデータ公開基準に関する質問主意書（石川知裕提出）

理科支援員配置事業における存続の必要性に関する質問主意書（木村太郎提出）

政府特別補佐人承認

四月十一日横路議長は、野田内閣総理大臣申出の次の者を、第百八十回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

人事院総裁　原　恒雄

議事日程

四月十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十号

平成二十四年四月十二日（木曜日）

午後一時開議

第一　郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案（武正公一外五名提出）

参議院

議案提出

四月十一日議員から次の議案が提出された。

内閣総理大臣の指名に係る国民投票制度の創設に関する法律案（松田公太発議）（参第一七号）

質問主意書提出

四月十一日議員から次の質問主意書が提出された。

北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応措置に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第八一号）

質問主意書転送

四月十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

放射性物質の拡散防止対策に関する質問主意書（川田龍平提出）（第七八号）

野生動植物への放射線影響調査に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第七九号）

政府特別補佐人承認

四月十一日平田議長は、野田内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百八十回国会政府特別補佐人として承認した。

人事院総裁　原　恒雄

人事異動

内閣

最高裁判所判事に任命する　大塚　聖一

特命全権大使に任命する（各通）　堀江　良一

判事に任命する（以上四月十一日）　小貫　芳信　陶山　博生